

〔平成 29. 9. 8〕
運協 3 - 5

福岡県国民健康保険運営協議会

（条例・規則等）

平成 29 年 9 月 8 日

1. 福岡県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 運営協議会は、委員十五人で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次の各号に掲げる者とし、知事は、当該各号に掲げる人数の委員を委嘱する。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、委嘱の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(補則)

第五条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。 （注：平成 28 年 10 月 11 日施行）

2. 福岡県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。）第五条の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、条例第三条第三号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 運営協議会の会議は、条例第三条各号に掲げる委員の各一人以上が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第四条 運営協議会の庶務は、保健医療介護部医療保険課において処理する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。 （注：平成28年10月21日施行）

3. 福岡県国民健康保険運営協議会運営規程

(開催の通知)

第一条 会長は、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ運営協議会の庶務を行う福岡県保健医療介護部医療保険課長に対し、その旨を届け出なければならない。

(参考人)

第二条 運営協議会は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第三条 運営協議会の会議は公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認める場合は、会長が運営協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができるものとする。

一 会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

二 会議を公開することにより、運営協議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(公開の手續)

第四条 前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

2 前項の場合における必要な手續については、別に定める。

3 運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等の方法により、周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第五条 運営協議会の会議を開催したときは、審議の概要を議事録として作成する。

2 議事録に署名する委員は、会長が出席委員のうちから指名する。

(会議録の公開)

第六条 第三条第一項の規定に基づき、公開された運営協議会の会議の資料及び議事録は公開する。ただし、会長が運営協議会の会議に諮り、非公開とすることができる。

2 第三条第二項の規定に基づき会議を非公開とした場合又は前項ただし書の規定により会議の資料及び議事録を非公開とした場合においては、会長が署名した議事要旨を公開する。

3 前二項の規定による公開については、県ホームページによる公開を行う。

(補則)

第七条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。 (注：平成29年1月20日施行)

4. 福岡県国民健康保険運営協議会傍聴規程

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県国民健康保険運営協議会規則（平成二十八年福岡県規則第六十三号）第五条及び福岡県国民健康保険運営規程（平成二十九年一月二十日制定）第四条第二項の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第三条 一般席の定員は、会長が、予め定める。

- 2 保健医療介護部医療保険課長は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、保健医療介護部医療保険課長において抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第四条 次の各号に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- 一 決定した傍聴人以外の者
- 二 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第五条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止)

第六条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第七条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は保健医療介護部医療保険課長その他のあらかじめ会長が定める職員（以下「傍聴事務職員」という。）に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は傍聴事務職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第八条 この規程に定めのない事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。 （注：平成29年1月20日施行）

5. 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会、審査会等（法律又は条例により設置されたもの以外のものも含む。以下「審議会」という。）が、知事からの諮問事項を審議する場合において、県民に意見を求める手続（以下「本手続」という。）を定めることにより、県民の多様な意見を把握できるようにするとともに、行政運営における透明性の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本手続は、審議会が、知事から諮問された事項について実施するものとする。ただし、次に規定するものはこの限りでない。

- (1) 条例案等議会に付議されるもの
- (2) 技術基準等専門性が高いもの
- (3) 個別具体の処分に関するもの
- (4) 公聴会及びアセスメントその他の手続で県民の意見を聞く措置がとられているもの
- (5) その他本手続を行うことが適当でない認められるもの

2 審議会は、知事からの諮問事項以外の事項であって前項各号に該当しないものについて、本手続に準じた手続を行うことができる。

(実施時期)

第3条 本手続は、答申案又は答申案の骨子を作成後、知事に答申を行う前に実施するものとする。

(意見提出者)

第4条 本手続において、意見を提出することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県の区域内に存する事務所等に勤務する者
- (4) 県の区域内に存する学校に在学する者

(意見募集の方法)

第5条 県民に対する意見の募集は、県公報への登載並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおける閲覧又は配布の方法により、答申案又は答申案の骨子を公表して行うものとする。ただし、答申案の内容が相当量に及ぶときは、県公報には答申案の要旨及び答申案全体の閲覧場所又は配布場所を登載するものとする。

2 前項本文に規定するもののほか、審議会が必要と認める方法を用いることができる。

(意見提出の期間)

第6条 県民が意見を提出することができる期間については、二週間を標準として審議会が定めるものとし、前条に規定する意見募集時に県公報において明示するものとする。

(意見提出の方法)

第7条 県民からの意見は、別に定める意見書により求めるものとする。

(提出された意見の取扱い)

第8条 審議会は、提出された意見及び知事への答申について、それぞれの要旨を公表するものとする。

2 前項の公表の方法については、第5条に準じるものとする。

6. (参考) 都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (抄)

2. 策定の手順等

(1) 策定の流れ

- このため、都道府県による国保運営方針の策定は、以下の手順を基本として行うものとする。
 - ① 市町村等との連携会議における関係者間の意見交換・意見調整
 - ② ①を踏まえて作成した国保運営方針の案について、市町村への意見聴取を実施（法第82条の2第6項）
 - ③ 都道府県の国保運営協議会における審議と諮問・答申（法第11条第1項）
 - ④ 都道府県知事による国保運営方針の決定（法第82条の2第1項）
 - ⑤ 国保運営方針の公表（法第82条の2第7項）
 - ⑥ 国保運営方針に基づく事務の実施状況の検証
 - ⑦ 国保運営方針の見直し（見直しの手順は①から⑤までの策定の手順と同様）
- ※ 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（パブリックコメント）については、同法第3条第3項において、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、パブリックコメントに係る規定は適用しない旨が規定されているため、実施する必要はない。
なお、同法第46条に基づく行政手続条例等においてパブリックコメントに係る規定が定められている場合には、別途、当該規定に基づき対応されたい。
- なお、策定に当たっては、必ずしも上記手順に従わなければならないものではなく、例えば、①を踏まえて策定した国保運営方針の案について、先に都道府県の国保運営協議会において一定程度議論を行った後に、市町村への意見聴取を行い、当該意見を踏まえて、再度、都道府県の国保運営協議会において議論を行い、最終的な案を諮問・答申することなども可能であり、地域の実情に応じ検討を行うものとする。

(3) 市町村への意見聴取

- 都道府県は、連携会議による意見交換や意見調整とは別に、法第 82 条の 2 第 6 項に基づき、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針の案について意見を求めなければならない。
なお、法第 82 条の 2 第 8 項により、市町村は、国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされている。市町村は、都道府県から国保運営方針の案について意見を求められたときは、当該規定の趣旨も踏まえ、内容を検討し、回答すること。

- なお、国保運営方針の案を決定するに当たり、市町村の同意がなければならないものではないが、できる限り市町村の意見を尊重するようにすること。